

第31回 農業資材審議会農薬分科会

第 3 1 回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和 4 年 6 月 2 2 日（水）

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室

（WEB 会議形式による開催）

時間：1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について
- (2) 天敵農薬の登録における評価法について（報告）
- (2) 農薬取締法第 3 9 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・ボーベリア バシアーナ ATCC 7 4 0 4 0 を有効成分として含む農薬（新規）
 - ・ジメスルファゼットを有効成分として含む農薬（新規）
 - ・ジクロロメゾチアズを有効成分として含む農薬（新規）
- (4) 農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について
- (5) 補助成分の取扱いについて
- (6) その他

3. 閉 会

午後3時00分 開会

○山原課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の先生方の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます、農薬対策室の課長補佐の山原でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会はウェブ会議形式で開催いたします。また、公開で開催いたしますので、傍聴の方々にも参加いただいております。

委員の先生方におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンがございますので、そちらを押していただければと存じます。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますが、挙手以外でも、気になること等ございましたら、会議途中で御自身でミュートを外していただきまして、御発言いただいても構いませんので、何なりとお申し付けいただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブル等が発生いたしました場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡いただければと存じます。

さて、本年6月、農業資材審議会農薬分科会委員の先生方で、一部に改選があった方がいらっしゃいます。今回は改選後初めての分科会となりますので、まずは改選がありました委員のお名前を事務局から御紹介いたしまして、後ほど、本日御参加いただいております先生方の御紹介をいたしたく存じます。お手元に資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿を配付しておりますので、そちらも御覧いただければと存じます。

まず、今回、改選の対象となりました委員のうち、引き続き、委員として御参加いただきます先生は五箇委員、櫻井委員、美谷島委員、與語委員でございます。

また、今回の改選で臨時委員の宇野委員、山田委員が御勇退され、新たに臨時委員として、大森委員、住田委員に御参加いただくこととなりました。

続きまして、農薬分科会の下に設置されております部会の審議に御参画いただく専門委員にも改選がございましたので、お名前を御紹介いたします。

今回の改選で永山委員が御勇退され、後藤委員、津田委員、富澤委員、成田委員、西委員に御就任いただきました。御勇退の先生方におかれましては、これまでの御尽力と御指導に、事務局を代表して感謝申し上げます。また、新たに御就任いただきました先生方におかれましては、お力添えを頂きたく、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、本日御参加いただいております委員の先生方を御紹介いたします。

赤松委員でございます。

○赤松分科会長 赤松です。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 有江委員でございます。

○有江委員 有江でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山原課長補佐 梅田委員でございます。

○梅田委員 梅田です。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 浦郷委員でございます。

○浦郷委員 浦郷です。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 五箇委員でございます。

○五箇委員 五箇です。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 小西委員でございます。

○小西委員 小西でございます。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 櫻井委員でございます。

○櫻井委員 櫻井です。よろしく願いします。

○山原課長補佐 代田委員でございます。

○代田委員 代田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山原課長補佐 夏目委員でございます。

○夏目委員 夏目です。どうぞよろしく願いいたします。

○山原課長補佐 平沢委員でございます。

○平沢委員 平沢です。よろしく願いします。

○山原課長補佐 本田委員でございます。

○本田委員 本田でございます。どうぞよろしく願いします。

○山原課長補佐 美谷島委員でございます。

○美谷島委員 美谷島です。よろしく願いいたします。

○山原課長補佐 與語委員でございます。

- 與語委員 與語です。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 天野委員でございます。
- 天野委員 天野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 大森委員でございます。
- 大森委員 大森です。初参加です。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 小浦委員でございます。
- 小浦委員 小浦でございます。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 坂委員でございます。
- 坂委員 坂です。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 住田委員でございます。
- 住田委員 住田と申します。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 山本委員でございます。
- 山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。
- 山原課長補佐 本日は、委員の先生方13名、臨時委員の先生方6名に御出席いただいております。三浦委員につきましては、本日御欠席となっております。

さて、本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は、委員と臨時委員を合わせて20名のところ、19名の先生方に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日は委員改選後初めての分科会でございますので、ここで事務局を代表いたしまして、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の及川より、御挨拶を申し上げたいと存じます。

○及川課長 皆様、今御紹介いただきました、農産安全管理課長の及川でございます。

委員の皆様におかれましては、本日御多忙の中、第31回農薬分科会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、農薬行政につきまして、御指導、御支援いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ただいま事務局から紹介がありましたとおり、6月に改選がございました。新任された2名の委員、また再任されました4名の委員におかれましては、委員就任に御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。また、継続していただいている委員におかれましても、引き続きよろしくお願いいたします。

委員、皆様方に御案内のとおり、農薬は食料生産の上で大変重要な農業資材でございます。一方で、病害虫・雑草に何らかの生理活性を与えるものでございますので、人の健康に悪影響を与えたり、又は環境に悪影響を与えるといたことは避けなければならない資材でございます。

農薬取締法におきまして、目的規定に書いてありますとおり、農薬の安全性と適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護、生活環境の保全に資するといったことが、今なお重要な課題となっているところでございます。このため、農薬の安全性の一層の向上を図る観点から、平成30年に農薬取締法が改正され、農薬の登録に際しましては、本分科会の御意見を聴くこととなったところでございます。

また、同じ改正に基づきまして、昨年10月から、最新の科学的知見に基づく農薬の再評価の進められているところでありますが、そのためのルール作りにつきましても、本農薬分科会でこれまで御議論いただいているところでございます。

この分科会の各委員におかれましては、最新の科学的知見に基づく専門的なお立場から御意見いただくことが、農薬行政上、一層重要になっているということでございます。本日、議題に、後ほどございます補助成分の取扱いにつきましても、是非、積極的な御議論、御助言を頂きたいと思っております。

また、昨年度、農林水産省は、農薬分科会の先生方にも御指導、また御助言を頂きながら、環境負荷の低減と持続的な農業生産の確保の観点から、みどりの食料システム戦略を策定したところでございます。

この戦略を不断に進める観点から、先の通常国会におきましては、通称「みどりの食料システム法」、長いのですが、正式な名称として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の制定に加えまして、当局の関係でございますが、化学農薬のみに依存しない総合防除の推進をはじめとする植物防疫法の法改正も行ったところでございます。

今後、総合防除にとりまして有効な手段ともなり得る生物農薬の取扱いにつきまして、環境省と連携し検討会を開催し、取りまとめを行ったところでございます。本検討会に御参加いただいた委員の方々におかれましても深く感謝申し上げる次第でございます。本検討を踏まえました本農薬分科会の運営につきましても、後ほど御議論をお願いしたいと思っております。

改めまして、今後とも、委員の皆様方から様々な御意見、また御助言を頂きまして、農

薬行政のより適正な運営に努めてまいりたいと思いますので、何とぞ、引き続きよろしく
お願いいたします。

以上でございます。

○山原課長補佐 それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いた
きたいと思います。

まず資料1、議事次第。資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿。資料3、今後の
農業資材審議会農薬分科会の運営について（案）。資料4-1、生物農薬（天敵農薬）の
評価の考え方に係る検討の経緯。資料4-2、生物農薬（天敵農薬）の評価の考え方
（案）。資料5-1、農薬の登録に係る意見の聴取について。資料5-2、農薬の登録に
係る農薬分科会における審議について（報告）。資料6、農薬の登録申請において提出す
べき資料について。資料7、補助成分の取扱いについて（案）。そのほか、参考資料とい
たしまして、参考資料1、農薬取締法。参考資料2、農業資材審議会令。参考資料3、農
業資材審議会議事規則。参考資料4、農業資材審議会農薬分科会の運営に関する資料。参
考資料5、再評価における公表文献の提出について。参考資料6、微生物農薬の登録申請
に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて。参考資料7、農薬の登録に係る主
な通知（一覧）。参考資料8、補助成分の取扱いについて（農業資材審議会農薬分科会
（第28回及び第29回）資料）。

以上でございます。

これより審議に入りますが、報道関係者による画面の撮影は冒頭のみとしておりますの
で、これ以降の撮影は御遠慮ください。

それでは、これからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお
願いいたします。

○赤松分科会長 それでは、皆様、今日はお忙しいところを御出席いただきまして、あり
がとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。進行中にシステム上のトラブル
が発生する可能性がございますが、そのような場合は事務局に御対応いただきますので、
あらかじめ御承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、農薬分科会には、現在、農薬原体部会、農薬使用者安全評
価部会、農薬蜜蜂影響評価部会、そして農薬取締法改正前の制度に対応する検査法部会
の四部会がございますが、それらに所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、農

業資材審議会令第6条第2項の規定により、分科会長が指名することとされております。

資料2を御覧ください。

画面に出ておりますが、先ほど、事務局から御紹介のありました農薬分科会委員名簿の次になりますけれども、まず農薬原体部会委員名簿でございます。今回の改選で永山専門委員が御勇退され、新たに富澤専門委員、西専門委員に審議に携わっていただきます。

同じメンバーで、その最後の方の6ページの検査法部会のメンバーも指名させていただきます。

次に、4ページの農薬使用者安全評価部会委員名簿でございます。

今回の改選で、新たに成田専門委員に審議に携わっていただきます。

そして、農薬蜜蜂影響評価部会委員名簿でございます。

今回の改選で新たに携わっていただく委員、専門委員はいらっしゃいません。

お目通しいただきましたでしょうか。特に御異議がないようでしたら、このようなメンバーを指名させていただきます。よろしいでしょうか。

特に御異議はないようですので、これで進めさせていただきます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、まず1として、今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について、2、天敵農薬の登録における評価法についての御報告、3、農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、4、農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について、5、補助成分の取扱いについて、また、そのほかの事項について審議を行う予定としておりますので、限られた時間内ではございますが、活発な意見交換をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります、今後の農業資材審議会農薬分科会の運営についてです。

今回は、生物農薬の登録、変更登録や再評価について、農林水産大臣から審議会の意見を聴かれた場合に備え、新たに生物農薬を専門的に扱う部会を設置するとの提案のことで、事務局より御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局の山原でございます。

お手元に資料3を御用意いただければと存じます。

今後の農業資材審議会農薬分科会の運営についてでございます。

農薬取締法における農薬の登録、変更登録等に際しまして、農林水産大臣から農業資材審議会に意見を聴かれた場合、この分科会におきまして、諮問内容の報告を事務局から行いまして、諮問内容に基づいて審議すべき部会を確認いただくこととしております。また、それぞれの部会で審議の結果について、この分科会において公開で議論をいたしまして、審議会の意見として、農林水産大臣に答申を頂いているところでございます。

本日は、生物農薬の審議体制についての御相談でございます。

生物農薬、ここでは「微生物農薬及び天敵農薬の総称。ウイルス、細菌、真菌、原生動物、主に節足動物のうち、昆虫綱又はクモ綱に属する生物等であって、生きた状態で病害虫の防除を目的として使用されるもの」といたしますが、これらの評価法が化学農薬と異なっておりますので、生物分野に高い知見を有する専門家で構成する部会におきまして、農薬の使用時に講ずべき被害防止方法に関する事項などを検討し、その審議結果を基に農薬分科会で議論をすることとしたいと考えております。

したがって、生物農薬評価部会を新たに設置するとともに、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会で生物農薬を取り扱わないことを明確化する改正を行いたいと考えております。

2 ページを御覧いただければと思います。

農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方の資料でございますが、今回更新いたします点を下線でお示しをしております。御覧のとおり、生物農薬を扱う旨、また、既存の部会につきましては、生物農薬に関するものを除く旨、更新をいたしました。

4 ページが模式図になります。

今般、生物農薬部会を既存の三部会の外に位置づけるものでございます。

5 ページでございますが、こちらが生物農薬評価部会の設置規程でございます。

生物農薬、ここでは法律上の定義にしておりますが、そちらに関するものを処理するとしております。

資料3の6 ページがこの部会に携わっていただく先生方でございます。有江委員、小西委員のほか、今回の改選で御就任いただきました後藤専門委員、津田専門委員に加わっていただいております。

こちらの部会は対象となる生物や審議事項が広範にわたりますので、審議テーマに応じて、その都度、専門家の先生をお呼びすることも含め、円滑な運営となるよう、事務局としても先生方をお支えしたく存じます。

7ページから9ページでございますが、こちらが既存の部会の設置規程の更新箇所でございます。生物農薬は所掌外であるということを整理をいたしました。

10ページと11ページが審議資料の取扱いでございます。既存の三部会と同様の整理でございます。

11ページになりますが、1の審議資料でございます。既に公表されている資料、こちらでは(2)でございますが、それを除き、非公表としてはどうかと考えているものでございます。

また、2の議事内容でございます。本部会におきまして、個別の生物農薬について審議する場合はその議事を非公開とする。また、議事録及び議事要旨を一般の閲覧に供するものとするとしております。

議事録につきましては、公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くものとし、また、議事録の公開に際しましては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含む議事録を公開するものとしてはどうかと考えているものでございます。

資料3の御説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうも、御説明ありがとうございました。

生物農薬、すなわち微生物農薬や天敵農薬につきましては、これまで存在してございました原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会に代えまして、新たに生物農薬評価部会を設置いたしまして、そちらで専門的に取り扱うこととするという御提案でしたけれども、何か、皆様から御意見、御質問などございますでしょうか。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 ありがとうございます。

生物農薬の御説明のところで、2ページの1番の大きな丸ポチの2番目、3番目、4番目は、生物農薬に関するものを除くというふうにただし書がありますけれども、この根拠をちょっと簡単に教えていただけますでしょうか。特に3ポチと4ポチに関してなんですけれども。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生の御質問の御趣旨が、農薬使用者の観点と蜜蜂の観点というものがどちらの部会で

審議すべきかというところかと理解いたしました。その観点で申し上げますと、今回の改正では、生物農薬の農薬使用者、また蜜蜂に対する影響というものは新たに設置いたします生物農薬評価部会で先生方に御審議いただきたいと考えておりました、このような整理でどうかとご説明差し上げたものでございます。もし、先生の御質問、御趣旨捉まえていないようでしたら、また追加で御質問いただければと存じます。

○小西委員 ありがとうございます。

ちょっと私の中で参考の4ページのところで別の部会を作るところと混同してしまいましたので、ちょっと確認をさせていただきたかったというところですか。ありがとうございました。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○小西委員 はい、ありがとうございます。

○赤松分科会長 ほかにございますか。ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

すみません、山本委員、どうぞ。

○山本委員 確認なんですけれども、先ほどの質問ともちょっと関係するんですが、原体部会であるとか、あるいは蜜蜂の部会であるとか、あるいは作業者暴露の部会で話し合われているようなことを全てこの生物農薬評価部会で話し合いますよという理解でいいんですね。話し合わないという理解ではないということですよ。それだけ、ちょっと確認させてもらいますでしょうか。

○赤松分科会長 事務局、よろしいでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

山本先生の御理解のとおりでございます、生物農薬部会という部会で、農薬使用者の安全の関係であったり、蜜蜂への影響も含めて、全て御審議いただくと、そういう整理でございます。

○山本委員 はい、了解しました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

要するに、化学農薬とは別にして、生物農薬の方はそちらで全て評価するということだと思いますが。

先ほどは失礼しましたが、ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

ございませんようでしたら、議論が出たようですので、農薬の登録、変更登録などに係

る農業資材審議会の審議の進め方、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会設置規程、生物農薬評価部会に所属する委員及び専門委員のリスト、従来の3つの部会の設置規程の改正、それから生物農薬評価部会の審議資料などの取扱いについて、これらの内容につきましては、分科会で御議論いただいた内容を基に所要の修正を経て、それぞれの農薬分科会規程を改正することにしたいと思っております。

もし、修正がありました場合、修正につきましては、分科会長、一任でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局から、何かございますか。

○山原課長補佐 ありがとうございます。

頂きました内容にて、所要の進捗を進めてまいります。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に議題2の天敵農薬の登録における評価法についてに移りたいと思っております。

天敵農薬について最新の科学的知見に基づく審査を行う観点から、検討会を設置して、評価法を検討してこられたということですので、その状況の御報告を頂きます。この件につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐 それでは、資料4-1を御説明いたします。

生物農薬に関する評価法は20年以上前に策定されたものとなっております。このため、最新の科学的知見に基づく審査を行う視点から、第29回の農薬分科会において、生物農薬の評価法に関する検討会設置について御報告させていただきました。

これを受けまして、生物農薬のうち、天敵農薬の評価法の考え方について、こちら、資料の1にお示しした7名の委員、御専門は昆虫等の生態の専門家の方々、それから天敵の開発や現場での利用の専門家の方々により検討いただきました。

検討会の開催は次の2のところに示してございますとおり、令和4年の2月、3月、6月の3回開催し、天敵農薬の評価に必要な資料と評価の考え方について取りまとめを頂いたところでございます。

この後、検討会の座長である五箇委員から、検討会で取りまとめた内容について御説明いただくこととしております。

説明は以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

今、御紹介ありましたように、御検討いただいた内容につきまして、座長を務めていた

いただきました五箇委員から、御報告を頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○五箇委員 国立環境研究所の五箇です。

資料4-2、こちらに沿って、今回の検討会での議論を説明させていただきます。

こちらの検討会では、生物環境動植物ですね、農薬取締法でいうところの、いわゆる標的害虫以外の生態系に生きている動植物に対する影響ということで、それと人の健康に対する安全性評価という点で、評価に必要な資料と評価の考え方というものを議論いたしました。

検討会における主な議論というものを1にまとめています。

生活環境動植物への影響評価という部分については、天敵農薬の評価に必要な情報として、農薬登録申請時に提出が必要とされる最低限の一次情報と、それに基づいて専門家によって評価した結果から、必要に応じて更に要求する二次情報という、二段階に分けています。

それから、一次情報はこれまでの登録申請において提出されてきた情報でほぼカバーできると考えています。

一方、移動・分散、定着という生態パラメータ、そういった情報については必須としました。

それから、間接影響としての競争や交雑に関する情報というのは、正直これはほとんど存在していませんので、評価の段階で必要とあれば要求するというにすることにする。

文献の情報収集の対象は該当となる種及びその近縁種も対象とする。

また、生活環境動植物への影響について、登録後のモニタリングというものが必要であるというふうに指摘を受けています。

さらに、小笠原や南西諸島のような島嶼地域等における天敵農薬の持込みというのは、非常に固有性の高い生態系ゆえに、慎重な議論や評価及び管理の措置が必要であるということも意見をされています。

人の健康に対する安全性評価については、病原体を媒介するような重大なリスクがない限りは、天敵としての管理下での利用において人の健康に大きな問題を及ぼすというふうには考えられない、問題にはならないと考えているという意見がありました。

これらの意見を踏まえて、2に評価に必要な資料というものをまとめてあります。

文献情報に関しましては、申請する天敵に加え、その近縁種の情報も収集することを想定するとしています。

それから、農薬登録申請時に必ず提出する資料、一次資料について、生活環境動植物への影響評価では、天敵の生物としての基本情報、それから天敵の特性に関する資料、標的外生物への直接又は間接影響に関する資料、適用病害虫・雑草（標的害虫・雑草）に関する情報が必要と考えられ、特に①及び②は生活環境動植物への影響評価に必須の情報であるため、文献の情報に加え、必要に応じて、試験を実施していただくと。それに基づいて考察するということを想定しています。

一方、③の標的外生物への直接又は間接影響に関しては、極めて情報が少ないということが想定されますので、まずは文献情報を収集していただくことにします。

人に対する安全性では、①の文献情報として、天敵が病原体を媒介するような可能性があるかということ。それから、天敵の人に対する攻撃性。刺咬等ですね。刺したり、かんだりするといったような性質の有無。天敵が有害な物質を分泌する可能性。天敵及びその死体、排せつ物等が刺激性、感作性、抗原性を有する可能性。人で発生した過敏性反応、人に対する有害性及び毒性に関する情報といった、事例ですね、そういったものを収集頂く。

それから、製剤化した天敵に含まれる天敵以外の成分。餌や補助成分といったものの毒性に関する情報も必要と考えています。

さらに、②の製造時及び使用時における事故事例調査が必要と考えています。

次に、3に評価の考え方をまとめてあります。

天敵の評価は、一律の評価方法や手順で決めることは非常に難しいと考えられますが、登録はすべきでないと考えられる生物については明示するとともに、評価の留意点というものをまとめてあります。

(1) のとおり、特定外来生物及び検疫有害動植物に指定されている生物は、もうこれは、登録、一切できないということになります。

また、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト、こちらは環境省のリストですが、ここに掲載されている生物などについても、明らかにリスク管理が困難な種であり、登録すべきではないと判断されれば、そういったものは外すということになります。

それから、生活環境動植物への影響評価の基本的な考え方は(2)にまとめてあります。

そこにあります①のとおり、登録申請の際に必須である一次情報と、一次情報を評価して必要と考えられる場合に追加で求める二次情報による段階的な評価を想定しています。

②のとおり、移動・分散及び定着というパラメータは、総合的に判断する必要があると考えています。どの程度移動し、移動した場所で定着するかというような生物学的な特性を有する、そういった可能性ですね。生物学的な可能性を有するかどうかという点に着目して、生物学的な評価を施します。

③の標的外生物への影響は、情報が本当に少ないということから、文献情報によって、絶滅危惧種や有用生物への影響というものがないかということ優先的に評価することとして、そういった評価を行った結果、必要と判断された場合には追加資料や試験を求めることを想定しています。

それと、④の登録後のモニタリングですね。要は実際に使用されて、その後影響があるかないかといったモニタリングについては、まだこれから手法の開発や、あるいはそのモニタリングのデータを見て、管理措置というものを検討することが必要となり、直ちに、今この時点で実施することは困難であると考えていますが、これは非常に重要な今後の生態学的な課題と考えています。

人に対する安全性については、(2)のとおり、人の病原体を媒介する証拠がある場合は登録はできないと考えています。

そのほか、分泌物の毒性や刺激性、かぶれの可能性などについては、リスク管理措置によって回避可能かどうかを判断し、評価を下すこととします。

以上が今回の検討会での審議決定事項です。

以上です。

○赤松分科会長 どうも、五箇委員、ありがとうございました。

天敵農薬の評価法を検討するための検討会において御検討いただいた結果の、評価の考え方をおまとめいただいたという御報告でしたけれども、何か御質問、御意見などがありましたら、よろしく願いいたします。

有江委員、どうぞ。

○有江委員 お伺いをしたいんですけども、農水省様の御意見でもと思うんですけども、海外で使用されている、非病原性のフザリウムですね、生物農薬として利用されているものを輸入しようと思ったときに輸入禁止品扱いを外していただけなかったということがあります。これは、多分輸入禁止品というのは上の登録できないというものの一つである検疫有害動植物ということになると思うんですけども、これはそういう理解で正しいかどうかということと、例えば、今後、海外で登録されている非病原性のフザリウムを日

本で登録するという事は考えられるのか、られないのかということについて、御意見を伺えればと思うんですが。

○赤松分科会長 事務局、どちらにお答えいただいたらいいんでしょうか。

○高橋課長補佐 すみません、ちょっと直ちに答えを持ち合わせておりませんので、確認して、また、後日回答させていただきたいと思います。

○有江委員 了解しました。私もちょっと正しいかどうか分かりませんので、また検討させていただければと思っています。

○赤松分科会長 では、後日御返答いただくということで。

では、ほかに御質問などございませんでしょうか。

與語委員、では、お願いいたします。

○與語委員 與語です。

私、この委員会に出ていたの、特に質問ではないんですけども、多分、聞いていて、分かりにくいかもしれないと思い、そのことに対して説明があった方がいいかなと思ったのがあります。

1点目は、資料4-2の2ポツの評価に必要な資料の「一次情報は」という文章があるんですが、それがどこまで掛かっているのかがちょっと、この文章からだ読みづらいと思うので、そこを説明していただきたいことが1つと、あと、もう一つは先ほどの山本委員の質問とも関係するんですが、同じく1ページ目の(2)の人に対する安全性評価というのがある、同じく人に対する安全性評価は最後のページにもあるんですが、この「人」として対象とする範囲や、今回、人に対する安全性評価を扱うほかの法律とどう仕分けているとか、その辺とかの整理についても御説明いただければと思います。その2点です。

以上です。

○赤松分科会長 御説明いただけますでしょうか。

○高橋課長補佐 まず1点目の「一次情報は」の文章なんですけれども、これ、2ポツの評価に必要な資料全体に掛かるという整理で書いております。ただ、ちょっと3ポツの方と、若干整合が取れていない部分がありますので、今後、通知化する際には少し分かりやすい形で記載していきたいというふうに思っております。

それから、今回のここでいう「人」なんですけれども、基本的に使用者の方を対象に考えております。一方で、人の病原性を媒介するという観点から、恐らく與語委員の御指摘は、人の感染症を媒介するような、いわゆる衛生害虫ですとか不快害虫ということを想定

されているのかなというふうに想像しているんですけども、こちらについて、衛生害虫について、それを防除する薬剤については薬機法、旧薬事法の規制を受ける。それから、不快害虫、生活害虫ともいうみたいなんですけれども、こういったものを防除する薬剤は化審法の規制を受けるということで、生物そのものを規制するような法律は特にないというふうに承知しております。

○赤松分科会長 與語委員、御説明よろしいでしょうか、それで。

○與語委員 與語です。

今の説明で十分分かりました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

では、梅田委員、挙手いただいています。よろしく願いいたします。

○梅田委員 梅田です。

生物農薬の評価という、かなり幅広い分野になるのかなと思って聞いておりました。こういう形で評価の考え方を検討されているということはすごくいいと思うんですけども、実際、こういう生物になってきますと、化学農薬と異なってくる部分としましては、繁殖してしまうだとか、そういったものが関与してくるのかなというふうに思います。

具体的な、細かいことまで言いますと、使用量ですとか、頻度ですとか、使用時期とか、そういったものに関しても過剰繁殖などに関わってきてしまうんじゃないかなと思うと、環境の面からも毒性の面からも懸念があるのかなというふうに思いながら聞いておりました。

今回、この細かいことを教えてくれということではなくて、このように幅広くあって、考えると細かいことまで結構影響がありそうだなといった、こういった難しい部分について、事務局の方でもどこまで決めるだとか、そういった整理みたいなものをお持ちでしたら、お伺いしたいかなと思いました。

○赤松分科会長 では、事務局、お願いいたします。

○高橋課長補佐 特に、先生、天敵の範囲などを御質問かというふうに考えているんですけども、天敵は、非常に幅広い生物がいるかと思うんですけども、農作物の害虫を捕食したり、害虫に寄生する生物というところで、ある程度絞られてくると考えています。

現在の天敵農薬は、既に23種類ぐらいの生物が登録されているんですけども、それがおおむね捕食性の昆虫ですとか、寄生性の蜂といったものになりますので、現在のところ、

そういった昆虫やダニを想定して、ガイドラインも整備しているところです。

また今後、いろんな範囲に広がってくると思いますので、その都度、微生物も含めて、考え方が広がってきたところで、その都度、見直し、ガイドライン、まだ作る、これから作るんですけども、見直し等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○梅田委員 ありがとうございます。

今、現時点での登録されている内容も教えていただいて、少し、あ、そうなんだなと思った部分と、あとはやはりおっしゃられたように、感染性のものというのはやっぱり怖いから、どういうふうにしたらいいのかなといった部分もありましたものですから、今後、進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それから、山本委員、挙手いただいていますけれども、お願いいたします。

○山本委員 山本です。

ちょっと的外れな質問になってしまうかもしれないんですけども、農薬自体が生き物だということを考えると、防除資材としての能力の安定性というものはどこで評価していくのかなというのをお聞きしたいんですけども。

○高橋課長補佐 今回の検討対象には入っていないんですけども、通常の農薬と同じように薬効ですとか薬害についても、別途試験を求めて効果を見ていくということになります。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか、山本委員。

○山本委員 そういうことにはなろうかと思うんですけども、何ていうんですかね、継代して、飼育なり何なりしていく中でその能力が維持されるかどうかというのは、なかなか評価しづらいのか、評価しづらいということになるんですかね。

○高橋課長補佐 これまでの登録されている農薬ですと、継代して少し血が濃くなってしまいういか、そういう場合にはまた野生から採取してきて、少し継代をし直すといったような方法を取られたりしていると聞いています。また、製剤の管理などについても、別途評価が必要というふうに考えております。

○山本委員 了解しました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

五箇委員、どうぞ。

○五箇委員 追加でコメントになりますけれども、いろいろ、今御質問いただいたとおり、結局、これまで評価されてきた化学農薬と、化合物と言われる化学物質と、やっぱり生物ですね、今回評価する対象というのは外来生物になりますので、評価の軸とか、あとは評価方法というのは、本来、全く異なってくることになります。

御指摘にあるとおり、化学物質であれば、自然界中で半減期をもって、使ったものが永久に残るわけではなく、いずれ姿を消すということがあるので、ある意味、やばければ使うのをやめて減らすということができるんですが、この天敵農薬の場合は生き物なので、やばいと思ったときにはもう増え続けているという状態になるので、非常にそのリスク管理措置が難しいということがある。だから、基本的にはこういった評価をして、危ないと思うものは止めてしまうというのは、これまで環境省も外来生物法を中心とした外来生物管理という形でやってきている。いわゆるブラックリスト方式です。本当に最初からやばいと思うものに関しては阻止することはできても、安全だと思って入れてみたら、日本という環境においては非常に高いパフォーマンスを発揮してしまって、逆に異常に増えてしまうというケースがあったときにどうするかというのは、やっぱり残された課題なんです。リスク管理措置がむしろ非常に難しい対象となってきますので、どちらかという、評価云々というよりも事後評価ですね。実際使ってみて、本当に野生化していないかとか、その上で何らかの影響が生態系に及んでいないかということをきちんとモニタリングして、その上でどういったリスク管理措置を取るかということが必要になってくる。

基本的に、私自身は外来生物法というものに関わって、非常に長い間、外来生物法で管理しているという立場上、こういった外来の生き物を入れる上で非常に重要な観点、導入していいかどうかというポイントは、トレーサビリティとコントローラビリティです。ちゃんと追跡できるかということと、その後、何かあったときにちゃんとコントロールができるかどうかということが担保できない限りは、本来は白とは言えない。残念ながら、今の農薬取締法という範疇の中でこれを評価するというのはかなり限界がある。けれども、今までみたいに化学物質のリスク評価のシステムにこの天敵農薬というのを乗っけて、無駄に審議するというところからは少しでも脱却して、一歩前進させているという点では今回のシステムというのは評価すべき点はあるということは、是非御理解いただいた上で、これを進めていく中で、またいろいろと問題点が出てくれば、その都度、議論はして、また、新たなリスク管理措置であったり、評価法といったものを考えていく必要があるんだということ、ある意味、暫定的なところであるということは御理解いただいた上で進めてい

ければと。

幸いなことに、実際問題、天敵農薬として登録されそうなものというのは、まだそんなに数はないんですね。化学物質ほどの数があるわけではなく。逆説的に言えば、今後、みどりの食料戦略という観点からも、減農薬、省農薬というものの代替措置として、こういった天敵農薬が本来は威力を発揮すべきものであり、そういった部分では、こういった生物農薬の登録といったものはむしろ進むことの方が望ましいわけですから。まだそこまで、市場レベルからいっても、ほとんど2,000分の1ぐらいしかないような、化学農薬と比してもそれぐらいしかない業界ですので。余りここで締めつけを厳しくしてしまって、芽を摘み取るというのも、また逆説的なことになってしまいますから、是非とも、暫定的にこういったシステムから始めて、天敵農薬を安心、安全に管理しながら育成していくということを行政としても進めていただければというふうに考えています。

以上、コメントでした。

○赤松分科会長 どうも、コメントありがとうございました。

なかなかやっぱり難しいと思うんですけども、取りあえずは暫定的にでも、こういうのを進めていただくということで。

ほかに何かございますでしょうか。ございませんか。ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

では、ございませんようでしたら、この内容につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○高橋課長補佐 ありがとうございます。

今後は、おまとめいただいた内容をガイドライン化することを目指し、先ほど設置をお認めいただきました生物農薬部会の委員の先生方に御相談しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

生物農薬評価部会の先生方におかれましては、今後も御検討をよろしくお願したいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3の農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入りたいと思います。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より御報告をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局の西岡でございます。

資料5に沿って御説明いたします。

まず、資料5-1ですが、先週6月16日に農業資材審議会に意見を求めるための諮問を3剤、しております。

個別の剤については、資料5-2に沿って御説明をいたします。

今回、3剤を諮問させていただいております。1剤目はボーベリア バシアーナ ATCC 74040という剤でございます。こちら、微生物農薬となりますので、本日御審議いただき、設置することとなりました生物農薬評価部会において審議していただく予定としております。

あと、2剤は化学農薬でございまして、ジメスルファゼットとジクロロメゾチアズという剤でございます。こちらについては、従前の農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会において審議を頂く予定にしております。

別添として、各剤の概要を記載させていただいております。

2ページにあるのがボーベリア バシアーナでございまして、令和2年7月に新規の登録の申請を受け付けております。

ボーベリア バシアーナの生物学的分類は、2の②に示しているような分類となります。用途としては、殺虫剤として利用する剤でございまして、昆虫に感染をさせて、死に至らしめるという作用機作でございます。

申請については、施設栽培のイチゴを受けております。

2つ目がジメスルファゼット。こちら、令和4年2月に新規登録の申請を受け付けた剤でございます。

化学名、CAS番号、構造式等は記載のとおりでございまして、本剤は除草剤であります。

現在、作用機作の方は、脂肪酸合成系に作用する可能性までは確認されておりますが、詳細なことまでは不明で、HRAC分類ではまだ未分類の状況でございます。

申請された作物としては水稻となります。

最後にジクロロメゾチアズでございます。こちらは令和4年3月に申請を受け付けた剤でございます。

化学名等は記載のとおりでございます。

用途は殺虫剤で、作用機作としては、ニコチン作動性アセチルコリン受容体に結合しま

して、イオンチャネルを不活性化することによって、害虫を死に至らせるという作用機作を有しております。

I R A C分類においては4 E、メソイオン系に分類される予定です。現状は未分類の状態ですが、暫定的な分類はなされています。

適用作物としては、野菜が申請されております。

事務局から、諮問いたしました3剤の説明は以上となります。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語です。

3つほど質問があるんですけども、まず、ボーベリア バシアーナ（糸状菌）に関しては、既存の微生物農薬もあると思うんですが、それとの違いをまず教えていただけますでしょうか。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○西岡農薬審査官 ボーベリア バシアーナについては、株の違いです。A T C C 74040という、株違いになります。

○與語委員 ありがとうございます。

作目も違っていたので、じゃ、菌株が違うということですね。よく分かりました。

あと2つあるのは、ジクロロメゾチアズの、これに関する質問ですけども、2つあって、1つはこれの処理方法ですが、この剤、ベイト剂的な能力を持っているんですけども、どういうふうにも実際処理するかということが1つと、もう一つ、適用作物、今、野菜と説明があったんですが、野菜でも幅広いんですが、全ての野菜で使えるのか、何かある程度限定されているのかという質問です。

以上、2つです。

○西岡農薬審査官 使用方法としては、ベイト剤ではなく、普通の茎葉散布の申請であったかと思っています。

申請されている野菜については、基本的には葉菜類であったかと思います。

○與語委員 ありがとうございました。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。御意見、御質問はございませんか。

ございませんようでしたら、今御説明にありましたように、ボーベリア バシアーナ ATCC 74040につきましては、今回新たに設置されました生物農薬評価部会、それからジメスルファゼットとジクロロメゾチアズにつきましては、従来どおり、農薬原体部会、農薬使用者影響評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の三部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の分科会で御報告いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題4の農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方についてに入りたいと思います。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐 そうしましたら、資料6に沿って御説明いたします。

農薬の登録申請や再評価において提出すべき資料については、ここの資料6にございます、農薬の登録申請において提出すべき資料、抜粋をお配りしておりますけれども、そこからどんなものが必要なのか、それからどんなガイドラインでやるのかといったようなものを示してございます。

具体的な内容でございますけれども、こちらの化学農薬を想定しておりまして、原体や製剤の組成、それから物理・化学的性状、それから薬効・薬害に関するもの、それから人に対する安全性、残留、それから生活環境動植物に対する影響等、様々なデータの提出を求めているところでございます。また、大部になるので本日の資料には添付してございませんけれども、この通知の後ろには、それぞれの試験方法についてガイドラインも示してございます。

さらに、参考資料5に飛びますけれども、こちらの分科会でも御審議いただきました公表文献の提出についての通知を参考資料5として添付してございます。

それから、参考資料6でございますけれども、こちら、先ほど御紹介した、20年前ぐらいのものになるということで御説明したんですけれども、微生物農薬に関する申請に必要な資料等を示した通知が参考資料6に添付してございます。

それから、参考資料7につきましては、化学農薬、いろいろな農薬等を申請する際の、いわゆる資料の提供に関するドシエといったものの作り方ですとか、こういった中身を入れてくださいといったガイダンス。それから、それぞれの項目の審査をどのような着眼で

やるかといったような審査ガイダンスといったような通知も示してございます。この参考資料7につきましては、表題とウェブページのアドレスのみとさせていただきます。

以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

今般、委員の改選がありましたことから、現行の試験要求通知の全体像について、改めて事務局より御説明がございましたが、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。何か御意見、御質問ございますでしょうか。資料の内容が膨大ですので、また後でゆっくり見ていただいたらよいかとは思いますが、何かございますか。ございませんようでしたら、本件につきましてはよろしいでしょうか。

では、よろしいということで、どうもありがとうございました。

それでは、議題5の補助成分の取扱いについてに入りたいと思います。

この件につきましては、第28回と29回の分科会で御議論いただき、引き続き検討することになっていたと思います。この件の検討状況につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局の山原でございます。

資料7をお手元に御用意いただければと存じます。

補助成分の取扱いについてでございますが、その御検討の背景でございます。

農薬は、その薬効を示す有効成分とその薬効を安定的に発揮するための補助成分で構成されております。

我が国の登録農薬に含まれております補助成分は約1,200ございます。我が国におきましては、農薬の登録申請に当たりまして、有効成分については急性毒性試験及び長期毒性試験を要求し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価のほか、関係府省が評価を実施しているところでございます。

また、製剤につきましては急性毒性試験を要求し、農林水産省が注意事項を設定してきたところでございます。

これらに加えて、補助成分につきましても、より一層の安全性向上のために何らかの措置を講じる必要があるとの考えから、これまで、第28回及び第29回の農業資材審議会農薬分科会におきまして、規制の考え方について、先生方に御検討いただいていたところでございます。

過去、お配りいたしました資料は参考資料8として、本日もお配りをしております。

規制の考え方の具体的な内容でございます。

まず、1つ目のポツでございます。補助成分の定義でございますが、農薬に意図的に添加された有効成分以外の物質といたします。

2つ目のポツでございます。補助成分として使用できない物質として、以下の①ないし③全てを満たすものをリスト化し、使用を制限するとしております。

①番でございますが、我が国の他法令での取扱いを援用いたしました。一般化学物質の規制におきまして、ハザード分類がなされておきまして、その結果はN I T Eのホームページに公開をされております。そちらで発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性が区分1とされている物質を、まずリストアップをいたしました。それらの中には農薬の製造には用いられそうにもない物質も含まれております。そこで、②番のEUの使用禁止リストも参考にいたしました。

①番かつ②番で残った物質を対象に、さらに③番のアメリカでの条件を加えたものでございます。アメリカでは補助成分単独でリスク評価をしておきまして、その結果、制限なく農薬製剤に使用してもよいとされている物質がございます。これらをリストから外したものでございます。

2、規制の考え方の3つ目のポツでございます。規制の実行可能性を考慮いたしまして、GHS表示のカットオフ基準でございます0.1%未満を製剤中の許容される含有濃度とするとしております。

そして、4つ目のポツでございます。これから登録を受ける農薬だけではなく、既に登録を有する全ての農薬にもこの規制の考え方を適用するとしております。

2ページの3、規制の対象物質でございます。

令和4年6月7日時点におきまして、先ほど申し上げた①番から③番の全てを満たす物質でございますが、4ページ、5ページにお示ししております、計33物質となっております。

続きまして、4の規制導入の経過措置でございます。

先ほど、2の規制の考え方のところで御説明申し上げましたが、既に登録を有している全ての農薬にも規制の考え方を適用するということで、それらの経過措置をどうするかというところの議論でございます。

既に登録を受けている農薬又は開発中の農薬のうち、規制の対象となる物質を補助成分として使用しているものがあれば、当該補助成分を使用していない農薬を改めて開発する

ことが必要となります。補助成分として使用する代替の物質の選定と、あと申請に必要なデータの作成におおむね3年を要することも考慮いたしまして、今般、別紙に示しました物質を補助成分として使用した農薬の製造又は輸入につきましては、規制導入から3年後まで可としてはどうかと考えております。

また、当該農薬を製剤又は輸入する際に、規制導入からおおむね5年後までの年月、例えば規制導入後3年目に製造した製品でありましたら、その製造年からおおむね2年後までの年月、これを最終有効年月として付してはどうかと考えておるものでございます。

なお、括弧書きのところを補足をさせていただきますと、農薬の最終有効年月につきましては、一般的に製造時からおおむね5年後以内に設定されておりまして、規制導入の直前に製造された製品も、そのほとんどが5年後の年月までに最終有効年月を迎えると考えられます。この点からも、規制導入後からおおむね5年後までの年月を経過措置期間とすることが妥当と考えているものでございます。

5の再評価との関係でございます。

今般の規制は農薬の再評価の進捗にかかわらず、経過措置終了後、全ての農薬を対象としてはどうかと考えているものでございます。

続きまして、3ページのその他でございます。

まず、1つ目のポツでございます。今般の規制の導入からおおむね5年後、新しく得られる科学的知見を踏まえまして、この規制の考え方を見直すこととしてはどうかと考えているものでございます。

そして、2つ目のポツでございます。こちらは化学物質の供給の観点でございます。欧米で導入されております、科学的に同等な補助成分を1つの農薬に対して複数登録しておきまして、ある補助成分の供給に問題が発生した場合でも、ほかに登録してある補助成分によって製造を行うなど、柔軟に対応できる仕組みについて、その導入に関して、今後の検討の課題としてはどうかと考えているものでございます。

以上、資料7の御説明でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局より農薬中の補助成分の規制の考え方について、規制の対象物質、規制導入の経過措置、そして、今後の検討課題などについて御説明がありましたけれども、何か御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。御意見、御質問ございませんでしょうか。今回、初めて補助成分として使用できない物質案が出てまいりまし

たけれども。

與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語ですけれども、質問1つとコメント1つです。

質問に関しては、2ページ目の4番目、規制導入の経過措置のところをもう少し詳しく教えてほしいんですけれども。これ、規制導入とは具体的にどのような規制がどういうふうに入るかという、そういう法律的なところですね、法整備のことを少し教えてください。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

まだ、具体的にこのような形で決まっているわけではないので、あくまで1つの案としてということで御回答申し上げます。

例えばでございますが、4ページ、5ページのこれらの物質を一つ一つ規制しまして、これらを一定濃度以上含む農薬については登録をしないという形ですね。そういった規制が、一つ、有力な方法として考えられると思います。

○赤松分科会長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○與語委員 ということは、もうこの33物質決まっているので、これらの物質を含んでいるものに関しては、ある意味機械的に、そういう形で進む可能性もあるということですかね。

以上です。

○山原課長補佐 事務局でございます。ありがとうございます。

こちらの、本日の審議会で、この成分でよろしいとお認めいただけましたら、農林水産省としてはそのような形で進めていきたいとも考えておりますが、また、こちらも関係府省ともよく相談しながら進めていきたいと考えているものでございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

では、天野委員、よろしくお願いいたします。

○天野委員 今の規制導入の経過措置の部分でもう一つ教えていただきたいんですが、製造、輸入、規制導入からおおむね5年までのところで最終有効年月が来るようにということは、いわゆる、使用する側も有効期限を超えたものを使わないようにというような指導をしていることにつながると思いますが、この5年を超えた場合に、いわゆる有効期限を超えて、こういうものが含まれているものを使う場合に、規制を何か掛けられる御意向はありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○赤松分科会長 よろしく申し上げます。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先ほど天野委員からもございました、普段、農家の皆様に御指導いただいている内容といたしましては、この最終有効年月に限らず、ラベルに記載されている内容をしっかり守って使ってくださいということを、普段から御指導いただいているかと思えます。引き続き、そのような御指導も現場の方ではしていただきたいと考えているものでございます。すみません、回答になりましたでしょうか。

○天野委員 それって、期限が切れて古いものであってもラベル主義で使っていくというような、使用基準についてはそうはなっておりますが、この場合はやはり補助成分として含まれるべきでないという物質があるということですので、そうなると、使った場合にも何か罰則規制というものまで考えておられるかということが伺いたかったんですけれども。

○赤松分科会長 いかがでしょうか、事務局。

○山原課長補佐 事務局でございます。

恐れ入ります。事務局の理解が追い付いておらず、大変申し訳ございません。天野先生の御質問といたしますのは、現に流通しております農薬の中で、今回この33成分の物質を使っている農薬、それが例えば目の前にありますと。そこにはもちろん最終有効年月というものが切られたものがあるんですけれども、そちらの取扱いということでございますでしょうか。

○天野委員 そうですね。すみません、じゃ、ちょっと少し質問を変えて。まず、先ほどの説明の中には、新たに選定した、この禁止としたい物質の一覧というのは、中には農薬製剤には使われそうもないものも含まれているとしながら、新規の登録剤だけでなく、今もう既に登録のあるものに対しても規制をするよという説明でしたから、それでは、今もう使われている農薬の中に、そもそもこういう禁止成分が含まれているものが、おおよそで結構ですけれども、含まれているのか、いないのか。お分かりでしたら、教えてください。

○山原課長補佐 ありがとうございます。事務局でございます。

まず、お尋ねの件ですね、日本国内で登録されている農薬から見ても、そういった農薬、そんなに多くはないという状況でございます。我が国で登録を受けております農薬は、補助成分が添加された製剤の状態です。急性毒性試験などを行っております。その結果に基づき、注意事項が付されております。使用方法を守って使用する限り、安全に問題が生じる

ものとは考えておりません。今回の規制は、資料にもございますとおり、あくまで安全性をより一層向上させる観点から導入するものでございます。

以上、御回答でございますが、もし、御不明な点、さらにございましたら、御質問いただければと存じます。

○天野委員 分かりました。また今後のこの制度の導入について、また見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

ちょっと私の方からなんですけれども、33種の補助成分が入った農薬は多分把握しておられると思うんですが、そういうものについては、その製造元のところに個別に何かおっしゃられるわけですか。それとも特に個別指導はなく、もうこれを出されて、各製造元が考えるということになるのでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

農林水産省では、こちらの33成分を使った農薬、そちらを製造されているメーカーそれぞれに対して、今後どのような形で切替えを進めていくのかといった指導を適切に進めてまいりたいと考えております。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語です。

今度はコメントなんですけれども、今回、この33成分の中にあるかどうかは私も確認しているわけじゃないんですが、昨今、欧米を中心に製剤開発研究、非常に盛んになっていてですね。その目的の多くのところは、有効成分の投下量を低減するというようになってきます。それを考えると、先ほど課長からも話がありましたけれども、みどりの食料システム戦略の大きな目標の一つに化学農薬のリスク換算での有効成分の50%減というのがあったと思うんですけれども、そこに非常にプラスになるような補助成分というのは、その1,200の中にどのぐらいあるか、ちょっと分からないですけれども、かなりそういうのはあると思うんですね。今回の話は、どちらかというと補助成分が有する特性その中の危ない部分というか、負の面だけを捉えているんですけれども、実際、すごくプラスになる部分というのもあって、その辺りも、何か、私としてはすごく気になっている部分がありますので、またちょっとこれから見ていきたいとは思いますが、そういう補助成分につ

いては、単に入っているわけじゃなくて、それぞれ目的を持って入っているの、その辺りも少し念頭に置きたいなというふうに私も思いましたのでコメントさせていただきました。

以上です。

○赤松分科会長 事務局の方から、何かございますでしょうか。ただいまの頂いたコメントにつきまして。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生おっしゃるとおり、補助成分につきましては、その農薬の有効成分の投下量、そちらを左右するような物質であるということは理解しております。また、最新の情報につきましては、先生とも意見交換をしてみたいと思いますので、引き続き御指導のほど、よろしく願いいたします。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

代田委員、どうぞ。

○代田委員 リストを今決められていますけれども、米国ですとか欧州の方で新たにこの物質は駄目というようなことがある場合には、このリストに追加されるのでしょうか。それとも、5年間はこれでいくということなんでしょうか。教えてください。

○赤松分科会長 いかがでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生おっしゃるとおり、①番から③番のリストというものは逐次更新されていくものかとは思いますが、今回、補助成分として使用できない物質、こちら、33成分につきましては、向こう5年間はそのまま固定したいと考えております。

といいますのは、農薬メーカーが、これから代替物質というものを探していくというフェーズに入ります。そのときに見つけた候補物質がまたリストに入ってしまうという形になってしまいますと、それはそれで実行可能性というものの観点で厳しい状況になってきますので、まずは当面の間、この5年間の間はこの33成分を対象にしたいというところで、先生方に御相談申し上げたいと思います。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか、代田委員。

○代田委員 そうしますと、開発をされるメーカーさんはそういう観点で、リストがこれ

から5年後には変わるということも考慮されて、新たな物質を選定されるんだと思います。情報の提供というのは、よろしく願いいたします。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

小浦委員、よろしく願いいたします。

○小浦委員 ありがとうございます。

今の御説明のところで、33物質を使用している農薬は、農林水産省さんの方で把握されているということでしたので、これから、本当に代替物質を探したりとか、それからまた、必要なデータも作っていかなきゃいけないということで、大変な作業で、おおむね3年必要だということなんですけれども、もし、万が一、メーカーさんの方で3年を過ぎてしまうような場合があるかもしれないんですが、そういった場合の御指導といいますかね、助言とか、何か、そういったところまで考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

現在、農林水産省では、その該当となるメーカーはもちろん把握しておりますので、そういった3年を超えたものが出回るようなことがないように、そこは個別に指導してまいりたいと思っておりますので。

○小浦委員 非常にやっぱり、33物質を特定されたということでしたら、やはりなるべくそういうものは早く切り替えていく方がいいと思いますので、そのところはよろしくお願いします。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ほかに御意見、御質問はございますか。それでは、浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。ありがとうございます。

今回、この補助成分についても、より一層の安全性向上のためにということで、ネガティブリストではありますけれども、リスト化されたというのはとても意味のあることだと思っています。

経過措置のところでは何年と、きちんと今出ていますけれども、やはりこの禁止される33物質が入っている農薬を作っているメーカーさんは、今後のところできちんとほかのものに代えていくという、そのところはスムーズにやっていただければなと思います。

それで、その他のところで、おおむね5年後見直しをするというのは当然だと思うんですけども、先ほどのお話で、新たにアメリカとかヨーロッパの方で止されたものは、この5年後の間にそういうことがあったとしても変えられないということなんでしょうか。それとも、それを5年後に新たに見直しというところなのか。ちょっとそこら辺がよく理解できていないので、もう一度そこを説明していただくのと、あと、もう一つ、その他のところで、科学的に同等な補助成分の複数登録のところですね。何か問題があったときに柔軟に対応できる仕組みということで、この間、この分科会でも何回か発言があったと思いますが、欧米でも導入されているということなので、特に何も障害がないのであれば、こちらの方も早めに進めていただければと思います。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、お願いします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

1点目のお投げかけですね、5年間変えないのかというところでございますが、欧米での規制、新たにアップデートはされていくとは思いますが、5年後に、このリストにつきまして、そこで物質を追加するのかを含め、また改めて先生方に御審議をお願いしたいと考えているものでございます。

2点目につきまして、そちらにつきましても御意見として承っておりますので、また、事務局の方で審議の準備ができるような状況になりましたら、また、分科会の先生方に御意見を伺いたいと思っているものでございます。

○浦郷委員 よろしくをお願いします。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

5年後にまた見直すということですけども。

ほかにございますでしょうか。

本田委員、お願いいたします。

○本田委員 JCPAの農薬工業会としましても、この経過措置の導入については、これにのっとりやりたいと思うんですけども、より安全性を高めるということですので、できるだけ速やかにですね。5年といわず、そういった規制の補助成分を含まない農薬の開発を進めるように会員各社にも働きかけてまいりますし、これまでもやっておりますけれども、欧米の規制当局の補助成分に対する規制の動きについても、クロープライフを通じて情報収集をこれからもやってまいりますので、そういった、規制されるような補助

成分が入った農薬はできるだけなくしていくというような努力はこれからも続けてまいりたいと思っております。コメントでございました。

○赤松分科会長 どうも、コメントありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

ほかに何か。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私からもお願いということになるんですけども、具体的な範囲が分からないので、生産現場でどのような影響があるかというのは、今の段階ではちょっと申し上げられないんですけども。是非、農家の方であるとか、あるいは現場で指導している普及指導員さんであるとか、そういう方が混乱といいますか、そういったようなことがないように、是非お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

平沢委員、どうぞ。

○平沢委員 私もちょうと、今のことをいろいろ聞いてきて思ったんですけども、やはり、この新たに禁止されるものが出るということは、多分、今まで使っていたものが何か危ないみたいなイメージを抱かれると、それを使って作った野菜とかが危ないみたいなことを週刊誌とかに書いたりということもあるかもしれないので、そうならないような、何かアピールというか、お願いしたいなと思いました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

何か、事務局、御意見ございますか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、また、先生のお投げかけの観点は非常に重要なことと思います。

我が国で登録を受けております農薬は、補助成分が添加された製剤の状態では急性毒性試験などを行っております、使用上の注意事項を付しております。やはり、現在流通しております農薬、こちらにつきましては、使用方法を守って使用する限り、問題は生じるものとは考えていないという、その立場は農林水産省としても揺らいではおりませんので、

そのことを改めて申し上げたいと思います。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか、平沢委員。

○平沢委員 はい。本当にそこはすごく分かるんですけども、なかなか、新たに禁止されるとなると、まるですごくやっばりやばかったんだみたいなふうに捉われることもあるので、本当にちょっとそこだけが気になったなというところですよ。

以上です。大丈夫です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

なかなか難しいと思うんですけども。

ほかにございますでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 櫻井です。

このリストが、新たにまた5年の間に、今度は逆の話ですね。上の方は危なそうなのばかりだから、ありえないと思うのですが、もっと検討してみたら、このリストにのせるほどの危険性はないよとアメリカが言った、ヨーロッパが言ったなどということになったら、このリスト、少なくなることはあり得るのでしょうか。

○赤松分科会長 いかがでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生、お投げかけの点は論理的にはあり得るとは思いますが、ちょっと予断をもって、どうなるかというところは、今事務局としても知見を持ち合わせていないというのが正直なところでございます。

○赤松分科会長 よろしいですか。

○櫻井委員 分かりました。アメリカは、ある濃度以下ならOKでとかいうような規制になっていて、例えばすごく有用な補助成分で、これまでもそう大きな問題は起こしていなかったものがこのリストにでてきたということで、急に使えない、代替物質もなかなか見つからないといったときに、アメリカのようにある程度の濃度以下になるようであれば大丈夫みたいな形を、救済措置みたいな形になるんだけど、そういった余地は残さなくていいのか、その辺はどうでしょうかね。

○山原課長補佐 櫻井先生、ありがとうございます。

そこも含めまして、5年後に、また先生方に御審議いただくときに、直近の海外の情報も含めて、先生方に見ていただくことになろうかと思っております。

○櫻井委員 なるほど。それから、農薬を作る方で情報収集って、これはやっぱり大変大事なことだと思いますので、農水省の方で集められた情報を、なるべく早く製造側に流してあげて、こういう成分が、将来危なくて使えなくなるかもしれないよということを教えないと、突然5年先になって、これはリストにあるから使用禁止になるというような話だと、互いに不幸だと思うんですね。補助成分も含めて有用な農薬が使えなくなるという状況そのものは、いかがかと。もちろん安全性ということはすごく大事ですけども、そういう、やっぱりバランスがちゃんと取れたような形でいかなければならないというふうに思いますので、是非、風通しよく、情報を提供していただきたいと思います。これは私のコメントというか、希望です。ありがとうございました。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、議論が大体出たようですので、本件につきましては事務局にお返ししたいと思います。

○山原課長補佐 ありがとうございます。

本件につきまして、これまで多大な御尽力を頂き、事務局を代表し、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

頂きました内容にて、今後、規制の検討を進めてまいりたいと存じます。

○赤松分科会長 どうも、よろしく願いいたします。

さて、そのほか、先生方から何かございますでしょうか。

ございませんようでしたら、本日予定をしておりました議事は以上となりますので、進行役を事務局にお返ししたいと思います。

○山原課長補佐 本日は、熱心に御議論賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきました後、公開いたします。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後4時40分 閉会